

## 中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

中山間地域の農地は、毎年、耕作・管理されることで、水源のかん養、洪水の防止、美しい緑の景観の提供など多面的機能を発揮し、下流域の都市住民を含む多くの人々の生命・財産と豊かな暮らしを守っている。

しかしながら、中山間地域では、過疎化や高齢化が進む中で自然的、経済的、社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによって、農地の持つ多面的機能が低下し、大きな経済的損失を生じることが懸念されている。

こうした背景を受け、国民的な理解の下に創設された中山間地域等直接支払制度は、本県でも平成12年度から実施しており、耕作放棄地の抑制、機械・施設の共同利用、集落営農や法人化の推進など、多面的機能を維持・発揮させるために一定の効果を発揮している。

現在、中山間地域等直接支払制度は、第2期対策が実施されているが、その実施期間は平成17年度から平成21年度までとなっていることから、今後も、継続的な実施が求められている。

よって、国においては、平成21年度までの現行対策の実施期間後も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、中山間地域対策のより一層の充実強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮崎県議会

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 麻生太郎様  
総務大臣 堀山邦夫様  
財務大臣 与謝野馨様  
農林水産大臣 石破茂様